平成28年9月14日 日本学術会議事務局 管理課用度·管理係

調達公告

件 名 同時通訳機材の借入

ボックス番号 5

数 量 1式

作業内容 別紙仕様書の通り

納 入 期 限 平成28年10月6日(木)

見 積 提 出 期 限 平成28年9月26日(月)12:00まで

(郵送の場合は9月23日(金)18:00まで)

見積書提出先及 〒106-8555

び 東京都港区六本木7-22-34

仕様書交付先 内閣府日本学術会議事務局管理課用度•管理

係

Tel 03-3403-1930

担 当 者 名 用度・管理係 参宮・小畠

仕様書問合せ先 内閣府日本学術会議事務局企画課 T 02 2402 2702

Tel 03-3403-3768

担 当 者 名 審査係 相原

競争に参加する者 ①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 に必要な資格及び

②参加次枚の記字「おし

に必要な質格及い ②参加資格の設定「なし」 注意事項 ②参加考は、見様的書の

③参加者は、見積り書の提出をもって

「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする

## 1 件 名

同時通訳機材の借入

# 2 作業内容

第 172 回総会特別講演時における同時通訳の実施にあたり、同時通訳機器等を設置し、同時通訳機材、オペレーター及び管理スタッフ等を配置し、支障のないよう対応する。また、設営に関しては、当該講演前日(平成 28 年 10 月 5 日(水))に行うこととし、必要な養生も行うこととする。講演当日は担当者指示に基づきレシーバー管理及び配布にかかるスタッフを配置し、撤去については総会当該講演終了後(平成 28 年 10 月 6 日(木))に行うこととする。

また、同時通訳で流れた内容(日本語・英語)を録音し、録音内容を電子媒体で提出すること。

同時通訳機材 (ケーブル類含む)	一式
同時通訳レシーバー	229 台
同時通訳オペレーター	一式
機材運搬費	一式
機材管理スタッフ	3名
設営・撤去・整備作業	一式

## 3 作業場所

東京都港区六本木7-22-34 日本学術会議庁舎

### 4 履行期限

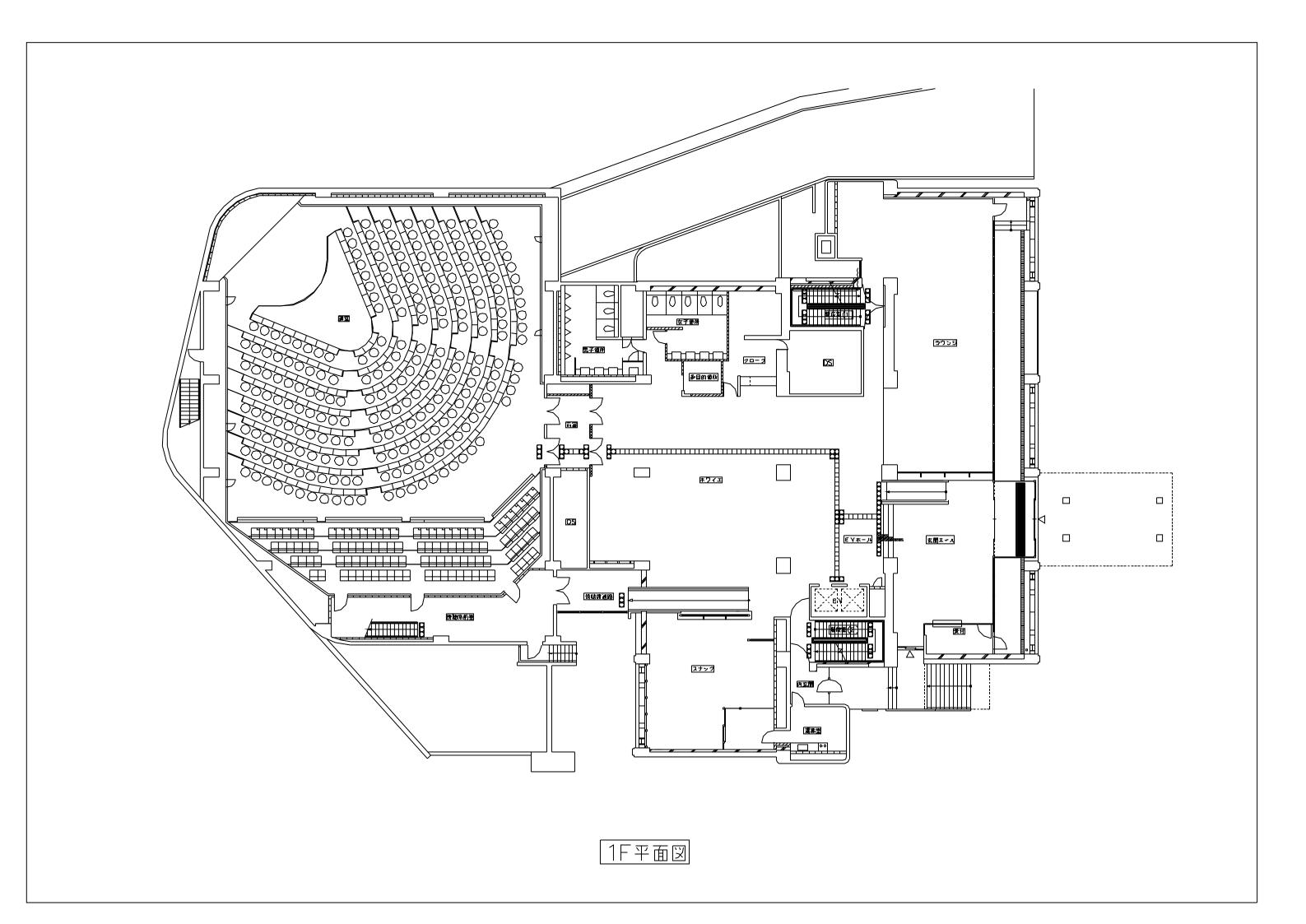
平成28年10月6日(木)

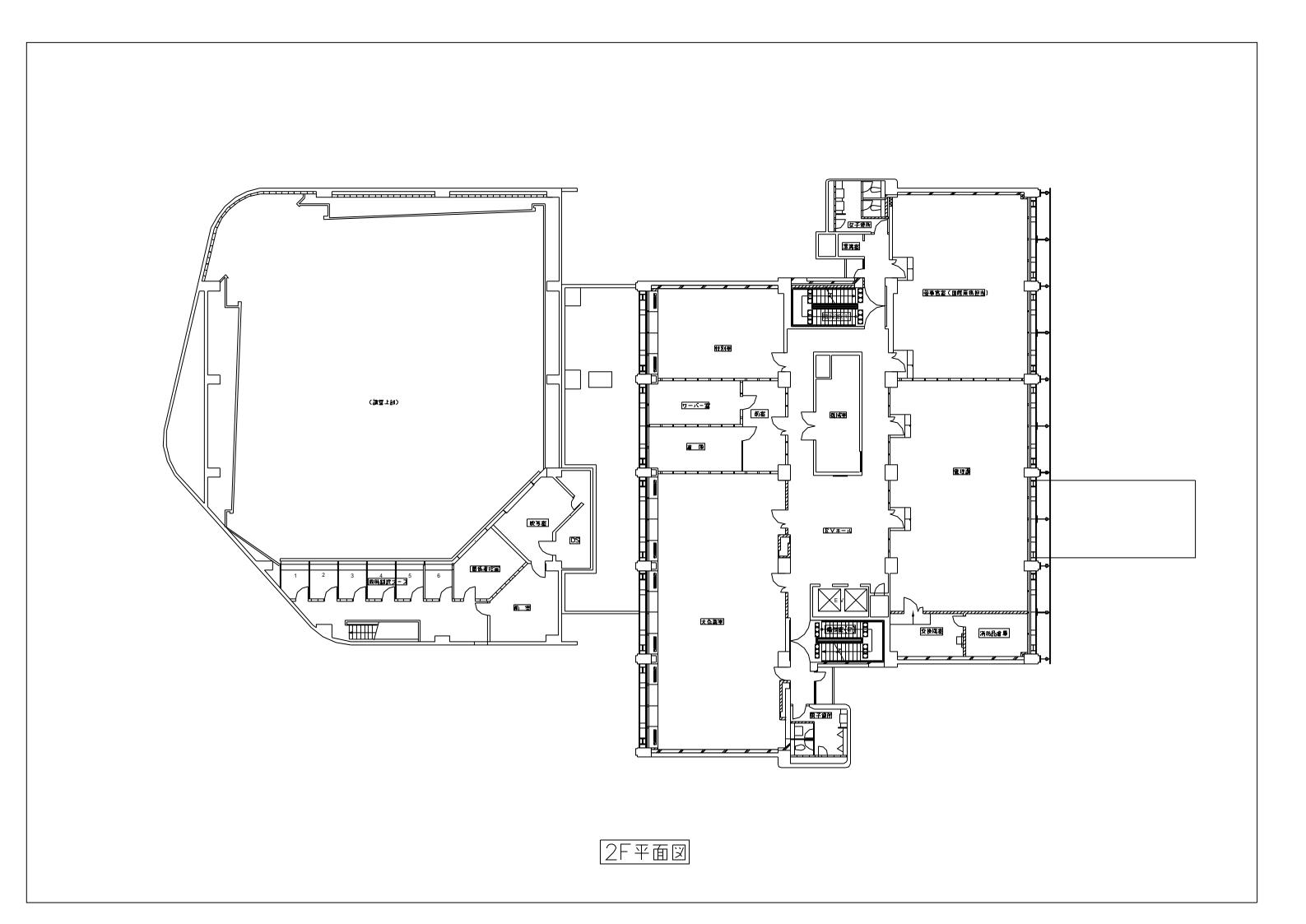
#### 5 一般事項

- (1) 実施日については、担当者と協議の上、決定することとする。
- (2) 当該作業の履行に係る一切の諸費用を計上すること。
- (3) 仕様書には記載していないが、技術上、当然すべき事項については、これを実施する ものとする。
- (4) 点検終了後、担当者に対して機器の状況について報告を行うこと。
- (5) 作業中に生じた事故等については、請負者において対処すること。
- (6) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に担当者と協議の上、決定又は解釈を図ること。詳細については担当

者の指示に従うこと。

(7)本仕様書に記載されていないものでも、履行に当たり付帯的に実施を要するものについては担当者及び監督職員と協議するものとする。





#### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について入札書又は見積 書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなって も、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。) ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表) 等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
  - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして いるとき
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - ア 暴力的な要求行為を行う者
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
  - オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。